

地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書

今国会において「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国保の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けた具体的な改革が始まる。

国保改革に当たっては、国と地方の協議により、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しなどが今後の検討課題とされた。

一方、地方創生の観点で、人口減少問題に真正面から取り組むことが求められており、全国の自治体では、単独事業として乳幼児医療費の助成制度の拡充などに取り組む事例が多く見られる。

また、平成26年度補正予算で計上された国の交付金を活用し、医療費の助成制度の対象年齢の引上げなどの事業内容の拡充に取り組む自治体も報告されている。

こうした状況の中、全ての自治体で取り組まれている乳幼児医療の助成制度など、自治体単独の医療費助成制度に対する国の減額調整措置について、人口減少問題等に対応するための見直しが求められる。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 人口減少問題への取組、いわゆる地方創生を進める中、地方単独事業による子ども等に係る医療費助成と国保の国庫負担の減額調整措置の在り方について、早急に検討の場を設け、結論を出すこと。
- 2 検討に当たっては、少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から、子ども等に係る医療への実効性ある支援策を総合的に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月1日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
総 務 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

福島県議会議長 斎 藤 勝 利